

すこやか宇城っ子プラン (案)

平成27年3月

宇 城 市

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景及び趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の基本理念	2
5	計画の基本的な視点と基本目標	3
6	計画の体系	4
7	計画の策定体制	5

コメント [F1]: 「計画の策定にあたって」となっていたため修正

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1	人口等の動向	7
2	就労環境	12
3	子育て支援サービス等の現状	15
4	アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ	20

コメント [F2]: 「調査結果に見る」となっていたため修正

第3章 次世代育成支援施策の展開

基本目標1	子どもがのびやかでたくましく成長できるまちづくり	23
1	子どもの権利が大切にされる環境づくり	23
2	子どもの健やかな育ちを支える環境の充実	27
3	充実した学校教育等の推進	33
4	配慮を必要とする子どもへの支援	38
基本目標2	安心して子どもを生み育てられるまちづくり	42
1	安心して妊娠・出産できる環境づくり	42
2	子育て家庭に対する相談・情報提供の充実	45
3	援助を必要とする子育て家庭への支援	49
4	子育て家庭に対する経済的な支援	51
基本目標3	社会全体で子育てを支援するまちづくり	54
1	地域における子育て支援ネットワーク	54
2	働きながら子育てしやすい環境の充実	58
3	子どもにやさしいまちづくり	60

第4章 子ども・子育て支援事業の推進	
1 教育・保育提供区域の設定	67
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	68
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	71
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供や その推進体制の確保	83
第5章 計画実現のために	
1 計画の推進体制	85
2 進捗状況の点検と評価・公表	85



第1章 計画の概要



1. 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、平成2年の「1.57ショック*」を契機に少子化の問題が大きく取り上げられるようになり、平成6年12月のエンゼルプランの策定を皮切りに、少子化の流れを変えるための施策が実施されてきました。また、平成22年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」では、それまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

本市においては、平成18年3月に、次世代育成支援対策推進法に基づく「宇城市次世代育成支援行動計画」を策定し、その後、平成21年度に見直しを行いました。平成22年3月に、平成22～26年度を計画期間とする「宇城市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、国の動向を踏まえつつ、子どもと子育て家庭の総合的な支援を進めてきたところです。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、都市部を中心に保育所においては待機児童問題が深刻化しています。

こうした中、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。平成27年度から、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』が本格施行され、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ることとされています。

また、10年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法も平成37年3月末までの延長が決まり、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化が求められています。

このような流れを受け、本市においても、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保とそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画の策定が必要となります。

「宇城市次世代育成支援後期行動計画」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、同計画によるこれまでの取り組みとその成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「すこやか宇城っ子プラン」を策定することとしました。

※「1.57ショック」

平成元年の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に産む平均子ども数に相当するとされる）が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和41年の1.58を下回ったことが判明したときの衝撃。

2. 計画の性格と位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」と、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）」を一体的に策定するものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「子ども・子育て支援事業計画」や、市の上位計画である「宇城市総合計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性を図りました。

3. 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする5か年計画とします。

4. 計画の基本理念

～人、自然、文化きらめく市：うき～

本市では、豊かな文化・自然を背景に次代を担う子どもたちを地域全体で応援し、健やかに育ち魅力ある子育てができるまちづくりを目指します。

5. 計画の基本的な視点と基本目標

計画の基本理念を実現するために、下記に挙げる3つの視点を設定しました。

■ 基本的な視点

① 子どもが主体の視点

② 子育て家庭を支える視点

③ 社会全体で子育てを支援する視点



本計画の実現に向けて、基本理念の下、計画の基本目標を以下の3つに設定します。

■ 基本目標

① 子どもがのびやかでたくましく成長できるまちづくり

② 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

③ 社会全体で子育てを支援するまちづくり

コメント [F3]: 「成長する」となっていたため修正

6. 計画の体系

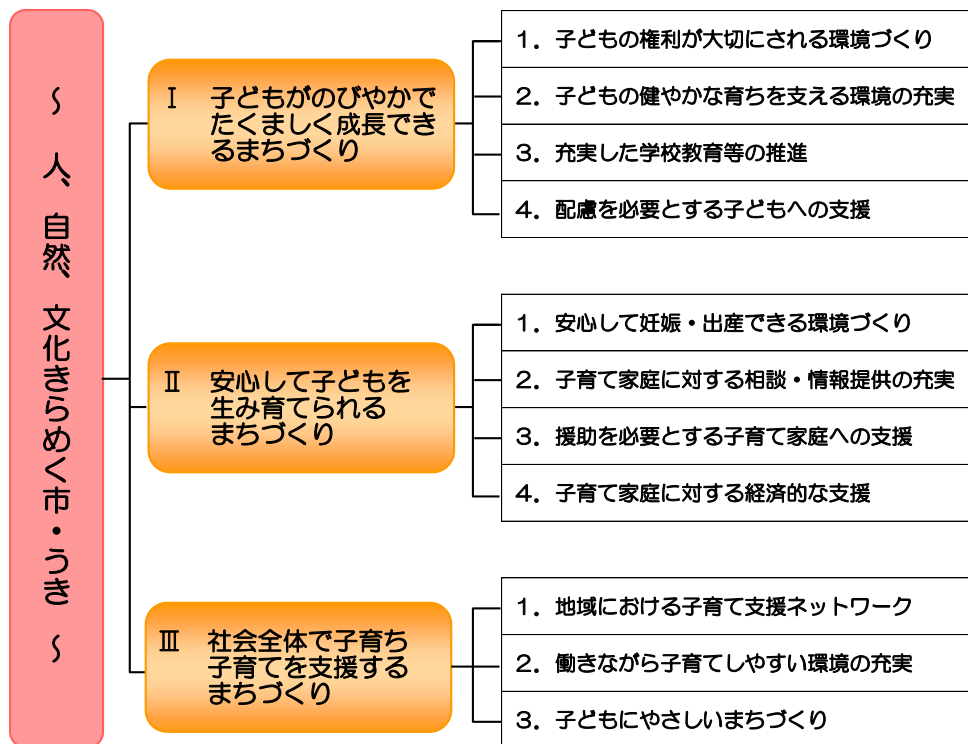
3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のための基本方針を設定し、第3章において、それに対応した具体的施策の現状と課題及び今後の方向性を明らかにします。

また、第3章の具体的施策のうち、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、第4章において、その量の見込みと提供体制の確保方策等について定めることとします。

基本理念

基本目標

基本方針



7. 計画の策定体制

(1) 宇城市子ども・子育て会議の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「宇城市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

(2) 子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査の実施

計画策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、本計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援のサービス量の見込みを算出するため、就学前児童及び小学1～3年生の保護者を対象に「子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	市内在住の就学前児童または小学1～3年生のいる3,118世帯
調査期間	平成26年1月21日から平成26年2月3日まで
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	配布数：3,118件、回収数：1,350件、回収率：43.3%

(3) パブリックコメントの実施

平成27年2月9日から平成27年2月28日まで計画案を公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを行いました。